大学堂学苑 大町進学教室

月謝の支払いに関する特例措置のお知らせ

保護者の皆様もご承知の通り、一連の新型コロナウイルス問題により、日本の 経済活動は大きな打撃を受けています。そして、この問題は、家計にも大きな 影響を及ぼしています。

このように家計への影響が問題視される中、政府は<u>国民一人あたり10万円を</u>給付する「特別定額給付金」の支給を決定しました。現在、自治体ごとに申請の手続きが進められています。<u>八戸市では5月7日以降、申請資料を送付</u>するとのことです。

さて、塾の月謝などの教育費は、家計において一定の割合を占めていますが、 このように経済状況が芳しくない状況下では、その存在自体が「重み」となる ことも事実です。

そこで当塾では、<u>全生徒を対象として、5月~8月分の月謝について「月謝の</u> 支払いに関する特例措置」の実施を決めました。 詳しくは裏面をご確認ください。

月謝の支払いに関する特例措置の詳細

【月謝の支払い方法】

- ・従来:現金による毎月払い。
- ・特例:毎月払いの一時的停止。定額給付金受給後に、現金・振込のいずれかでまとめ払い。

【対象期間】

・令和2年5月~8月の月謝が対象。(八戸市の特別定額給付金は、申込期限が8月15日のため)。

【支払い期限】

· 令和2年8月31日 (月)。

【備考】

- ・5月下旬に生徒を通じて月謝袋をお渡しします。
- ・特例措置を希望しない方は、通常通り月謝の納入をお願い致します。
- ・<u>特例措置を希望される方</u>は、お支払いの準備ができた際に、塾まで連絡をお願いします。金額の合計をお知らせしますので、月謝袋での現金払い・ 振込によるお支払いをお願い致します(振込手数料はご負担願います)。
- ・上記に関連するご相談は、いつでも受け付けております。

【連絡先】

(メールの場合) juku.daigakudou@gmail.com

(電話の場合) 080-5551-7210 (塾長携帯)